

り所としてどのように修正したら役に立つか、という点に着眼している印象がある。保育現場では、現実的に年齢別に保育が行われることが一般的なため、「発達過程」別の記述という点が、保育士にとって十分な理解をしにくいことが推察される。

c. 保育士の専門性について

保育士の専門性について、当然ながらその重要性を否定する意見は見られなかつた。専門性について1章立てることの提案もあつた。しかし、専門性の確立のためには、臨時職員が増えている現状、専門性の体系化が不完全であること、幼稚園教諭の専門性との関係など、解決すべき課題があることが明らかになつた。また、専門性の捉え方についてヒアリングを行つた8名の間に違いがあることから、保育士の専門性とはどのようなものなのか、保育実践者、保護者、有識者の間でコンセンサスを得ることが必要だらう。

d. 保育士の研修について

専門性同様、保育士の研修について全員がその重要性を認めており、研修に関して1章立てるべきという意見もあつた。しかし、研修を行う十分な機会を設けることが難しいこと、保育所によって研修の機会提供に差があることなど、課題もあげられた。一方で、日常の保育実践を振り返る機会を研修の一つと考える案や、園内研修の実施を研修の場として捉える案も出された。保育士に求められる社会的ニーズが増えており、多忙を極める保育士の現状を考えると、日常の保育実践の中にいかに研修の機会を設けることが課題であらう。

2) 保育所保育における子育て支援について

a. 保育指針における子育て支援に関する示し方について

これからの保育指針は、通常の保育と子育て支援の両方を含んだものでないと成立しないこと、子育て支援の具体的な内容を示していくこと、現行の保育指針では保護者の保育への指導に関する記述が不十分であること、一つの章として子育て支援に関する内容をとりあげること、

などが指摘されていた。

保育士の専門性や研修と同様に、子育て支援に関してもほとんどのヒアリング対象者が重視する傾向にあつたと言える。

b. 保育所保育士の行う子育て支援の独自性について

保育所保育士の行う子育て支援の独自性については、二つの方向からの意見がみられた。一つは、日常の保育行為が持つ子育て支援機能に目を向けることの必要性を指摘する意見である。現在様々な職種（カウンセラーやソーシャルワーカーなど）が子育て支援にかかわっていることを考えると、保育士ならではの子育て支援について保育指針に示すことは重要であろう。もう一つは保育士の行う子育て支援の限界に対して自覚的になり、他機関との連携システムを構築することの重要性を指摘する意見であった。

3) 他の専門機関との連携について

a. 幼稚園や小学校との連携について

特に、小学校教育との接続に関する指摘が目立った印象がある。保育所における指導要録の必要性（実際に指導要録に替わる「児童票」を作成し送付している保育所もあつた）、小学校教育を視野に入れた保育指針であることの必要性の指摘がある。一方で、小学校教育の前倒しが保育所で行われることへの危惧もあげられていた。生活を通して行う保育、環境を通して行う保育、遊びを通して行う保育という、現在の保育の基本姿勢が崩れることへの不安である。また、放課後児童クラブとの連携に関する指摘や、小学校、幼稚園との協同的な学びについて位置づけるべきという意見も見られた。

b. 地域の他の専門機関（児童相談所・母子保健機関等）との連携について

現行保育指針においても、特に第13章において、他の専門機関との連携の重要性について触れられているが、今回のヒアリングでも、児童相談所など他機関との関係の中で保育士が果たす役割について検討することの必要性や、地域の人々とのネットワーク内に保育所が組み込まれることの重要性などについてのコメントが見

られた。

c. 保育指針の今後の方向性について

指摘として目立ったのは、保育指針の告示化である。ただし、告示化されることによって保育所保育士の地位向上が見込めるという意見がある一方、告示化されても毎日の保育のどこが変わるか分からぬという意見がみられるなど、立場によって捉え方に違いはあるようだ。

その他、指定保育士養成施設卒業後の国家試験というシステムの必要性、保育指針改訂と幼稚園教育要領改訂のタイムラグをなくすこと、保育指針と幼稚園教育要領の一体化などの意見が見られた。

2 質問紙調査結果

(1) 質問紙調査回収結果

調査1については、研修会場での回収につき、63件を回収し、回収率は92.4%と高かった。

調査2については、453件を回収、回収率は22.7%であった。

(2) 回答者の基本的属性

回答者の基本的属性は表1-1～1-6に示す通りである。調査対象は主任保育士としたが、調査2では主任保育士を設置していない保育所もあり、その場合保育所長、副所長らが回答していた。また、勤務する保育所の設置運営主体の割合は公設公営、民設民営がそれぞれ4割でいずれかへの偏りは見られなかった。

回答者は調査1、2共に保育経験が20年以上のものが7割を超していた。また、年齢層は40歳、50歳代が最も多かった。

調査1については、入所児童の年齢について聞いているが、0～6歳が最も多く(73.0%)、次いで1～6歳、0～5歳というように、幅広い年齢を対象とする保育所が多く、調査内容を回答するに適していると考えられた。

(3) 発達過程区分別「ねらい」の必要性

ここでは、調査1から得られた、発達過程区分別の「ねらい」のそれぞれの項目の必要性について見ていく。

1) 6か月未満児（表2-1）

6か月未満児の保育内容として、ねらいには7項目があげられている。いずれの項目も「とても必要である」が極めて高い割合で選択されており、「ほとんど必要ない」は皆無であった。「やや必要である」が最も多かった項目は、「(4)個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めて、健やかな発達・発育を促す」であるが、4件(6.3%)にすぎなかった。この項目については、「個人差」という表現を「個人差や1人ひとりの子どもの状況に応じて」と改める提案や、「離乳を進めて」という表現について、「進めるよりも個々の発達に合わせることを大事にした表現」をすることへの提案があげられた。

また、その他にこの年齢に必要な項目として、「応答的環境の中で基本的信頼関係の基礎（愛着関係）を築く」ことや、「一人の人間として人権を大切にする」、保育者が子どもの気持ちや今の状況を適切な言葉で語りかけ、「感情の表現方法を育む」こと、などがあげられた。

2) 6か月から1歳3か月未満児（表2-2）

6か月から1歳3か月未満児の保育内容として、ねらいには8項目があげられている。いずれの項目も「とても必要である」が極めて高い割合で選択されており、「ほとんど必要ない」は皆無、「やや必要である」が最も多く選択された項目は、「(4)離乳を進め、様々な食品に慣れながら幼児食への移行を図る」や「(8)絵本や玩具、身近な生活用具が用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心が芽生える」の4件(6.3%)であった。離乳食については、最近かめない子どもが多いため、「かむ行為、もぐもぐする行為を促す」や、環境について「何でも口に入れ味わうことが多い」ため、十分に注意が必要という意見があげられた。

また、その他にこの年齢に必要な項目として、「自然に触れる機会をもつ」などがあげられた。

3) 1歳3か月から2歳未満児（表2-3）

1歳3か月から2歳未満児の保育内容として、ねらいには11項目があげられている。いずれの項目も「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目も3項目あった。「ほとんど必要ない」は1項目で1件のみであった。

「やや必要である」が多く選択された項目は、「(11)身近な音楽に親しみ、それに合わせた身体の動きを楽しむ」7件(11.1%)、「(4)一人一人の子どもの状況に応じて、睡眠などの適切な休息をとるようにし、快適に過ごせるようにする」の6件(9.5%)、「(8)身の回りの様々なものを自由にいじって遊び、外界に対する好奇心や関心を持つ」の6件(9.5%)であった。

(3)食事に関する項目については、「自分で食べることの楽しさを味わう」ことや、「生きるために『食べる』ことを習得することが大切」であり、「こぼしても、手づかみでも、自分で『食べる』ことをポイントにする」という意見があげられた。また、(5)自分でしようとする気持ちの芽生えについては、

「『自分で』の気持ちを受け止めてもらい、着脱も含む」のではないかという意見があげられた。

その他、この年齢に必要な項目としては、「自然にふれる機会を持つ」、「子どもの思いを上手に受け止める」「こだわりに丁寧につきあう」などがあげられた。

4) 2歳児（表2-4）

2歳児の保育内容として、ねらいには11項目があげられている。いずれの項目も「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目が1項目あった。「ほとんど必要ない」は皆無であった。「やや必要である」が最も多く選択された項目は、「(10)保育士と一緒に人や動物などの模倣をしたり、経験したことを思い浮かべたりして、ごっこ遊びを楽しむ」7件(11.1%)であり、「(8)身の回りのものや親しみの持てる小動物や植物を見たり、触れたり、保育士から話を聞いたりして興味や関心を広げ

る」及び「(11)興味のあることや経験したことなどを生活や遊びの中で、保育士とともに好きなように表現する」の6件(9.5%)であった。

(3)食事については、「楽しむだけでなく、マナーが身に付く」ことや、「自分で食べたり、よく噛んで食べたり」すること、「『生きるために食』を大事にする」などの意見があげられた。また、(4)睡眠については、「家庭生活においても午睡、休息は大切であり、保育園における午睡、休息が集団生活による緊張のため必要ということではない」という意見があげられた。また、(5)簡単な身の回りの活動に関連して、「自分でやろうという子どもの思いを認めて励ます」や「自分のことが少しずつ一人ができる喜びを知る」などがあげられた。

また、その他の項目として、「2歳児か3歳児までのところに、感情表現の仕方を保育士から学ぶ」を入れるという提案があった。

5) 3歳児（表2-5）

3歳児の保育内容として、ねらいには14項目があげられている。いずれの項目も「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目が3項目あった。「ほとんど必要ない」は皆無であった。「やや必要である」が最も多く選択された項目は、「(9)身近な社会現象に親しみ、模倣したりして遊ぶことを楽しむ」の8件(12.7%)、

「(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る」、「(4)午睡などの適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」、「(8)身近な動植物や自然事象に親しみ、自然に触れ十分に遊ぶことを楽しむ」、「(10)身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、生活を広げていく」の6件(9.5%)であった。

(3)の食事について、また他の意見では、(1)～(4)の項目が、2歳児と同じ内容となっていることについて、3歳児なりのものが必要であるとの意見があげられ、年齢に応じて内容が変わることが期待されていた。

その他に必要な項目としては、「3歳児は自己

主張の時期であることに触れる」、「友だちといふと楽しいという体験を大切にする」、「物事に對して興味津々の子どもたちへの対応」などがあげられた。

6) 4歳児（表2-6）

4歳児の保育内容として、ねらいには16項目があげられている。「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目が5項目あり、うち1項目は8割を超していなかった。その項目は「(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」(49件、77.8%)であった。「ほとんど必要ない」は2項目に1件ずつあったのみである。

「やや必要である」が最も多く選択された項目は、上記の(4)午睡、休息に関する項目であり、12件(19.0%)であった。その他では、「(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする」(7件、11.1%)、「(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る」、「(10)身近な動植物に親しみ、それらに関心や愛情を持つ」、「(12)身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの事物や数、量、形などに关心を持つ」の6件(9.5%)であった。

その他に必要な項目としては、「2つの動きをひとつにまとめていく力がつく（二次元形成）」ことをねらいに入れるべきではないかという意見や、「身体発達を促すための運動の継続の必要性」、「目上の人に対する尊敬の念、年下の子どもへの思いやりを育てる」などがあげられた。

7) 5歳児（表2-7）

5歳児の保育内容として、ねらいには15項目があげられている。「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目が4項目あり、うち1項目は7割を超していなかった。その項目は4歳児と同様に、「(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」(44件、69.8%)であった。「ほとんど必要ない」は1項目

に1件あったのみである。

「やや必要である」が最も多く選択された項目は、上記の(4)午睡、休息に関する項目であり、17件(27.0%)であった。その他では4歳児と同様に、「(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする」(8件、12.7%、ほとんど必要ないを合わせると9件14.3%)、「(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る」(7件、11.1%)が多かった。

その他に必要な項目としては、5歳児、6歳児で「食育について触れる」、「異文化交流」、「自立心」「公共のマナーを少しずつ身につける」「子どもが自分で判断したことを尊重していく」、「人間同士の関わりを大切にする」、「一人ひとりが達成感や満足感を味わい、自信を持てるようする」、「年長として、年下の園児に対する思いやりや、弱者に対するやさしさを感じられるようする」、「身体発達を促す運動の継続の必要性」などがあげられた。

8) 6歳児（表2-8）

6歳児の保育内容として、ねらいには17項目があげられている。「とても必要である」が高い割合で選択されているが、9割を超していない項目が4項目あり、うち1項目は約6割と低かった。その項目は4歳児、5歳児と同様に、「(4)午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」(44件、69.8%)であり、「やや必要である」(16件、25.4%)。「ほとんど必要ない」(4件、6.3%)という結果であった。その他の項目で「ほとんど必要ない」が選択されたのは、1項目に1件のみである。

「やや必要である」が多く選択された項目は、上記の(4)午睡などの休息に関する項目の他、5歳児と同様に、「(1)保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする」(8件、12.7%、「ほとんど必要ない」を合わせると9件14.3%)、「(2)一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る」(9件、14.3%)、そして、「(3)できるだけ多くの種類の食べ物を取り、楽しんで食事や間食をとるようにする」

(7件、11.1%) であった。

(4) 午睡などの休息に関する項目については、休息は必要だが、「午睡は必要ない」という意見があげられた。

その他必要な項目としては、5歳児、6歳児に「人の立場を理解する」部分に心の動きや感情なども加える」という提案や、「自分で考える力や自由な発想」について具体的に入れること、「一人ひとりが達成感や満足感を味わい、自信が持てるようにする」、食育に関して野菜の栽培などにより野菜嫌いを克服すること、「花の栽培により、生活の中に潤いのある空間をつくる」、入学を見据え、「食事に要する時間を考える」などの意見があげられた。

9)まとめ

すべての発達過程区分においてあげられているねらいの各項目については、「とても必要である」が非常に高い割合で選択されており、総体的に現行の保育指針の項目はそれぞれの発達過程において必要な項目であると認識されていた。

「やや必要である」が選択された項目もあるが、割合としては1割前後が多く、その項目の必要性が低いという意味合いよりも、子どもたちの活動実態と若干乖離があることが示唆されるものであった。

ただし、4歳児以上の午睡などの休息に関する項目については「やや必要である」の割合が年齢の上昇とともに高くなる傾向が見られた。特に、午睡についての必要性が3歳児までのそれとは異なることが示された。本文は、「午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」であり、必ずしも午睡をさせなければならないとは言っていないのであるが、休息の例として午睡を提示していることを誤解して受け取っていることから生じた判断であると考えられる。

また、保健的で安全な環境を造り、快適に生活できるようにするについても、4歳児以上では「やや必要である」「ほとんど必要ない」の割合が一定数見られた。

自由意見にはさまざまな貴重な意見が記述さ

れたが、「ねらい」と「内容」が混同されている面もあり、「内容」に該当する記述も見られた。

次に、(4)から(9)までは、調査2で得られた結果を示すこととする。なお、各項ごとに自由意見を掲載しているが、これらには貴重な意見も含まれているが、あくまでも少数意見であることに留意する必要がある。

(4) 第1章 総則(表3)

1) 前文

まず、前文についてはこのままでよいとする意見は396件(87.4%)と高い割合を占めたが、約1割は一部変えるべき、変えるべきとの意見であった。

<自由意見>

前文についての自由意見は36件あげられたが、中でも保育の対象については「保育に欠ける」乳幼児だけでなく保育に欠けない子どもも受け入れる必要性が生じていることから、「保育を必要とする」にする方が今の社会情勢に合うとする意見が最も多く13件あげられた。

次に、地域の子育て支援における保育所の役割が大きくなっていることから、子育て支援について「必要となってきている」という表現から実態に即した表現に改めるべきという意見が6件あげられた。

その他では、「養護と教育が一体となって」という表現について、もう少し具体的にわかりやすくすべきという意見や、親育て・親教育などの親を支援していく役割やそのことと関連し「家庭養育の補完」という表現について、補完に替わる表現が必要ではないかとの意見があげられた。

2) 1. 保育の原理

「(1)保育の目標」、「(2)保育の方法」、「(3)保育の環境」とともに「このままでよい」とする意見が9割前後を閉めたが、「一部変えるべき」は5~8%程度あり、特に(2)保育の方法では8%であった。

<自由意見>

「(1)保育の目標」についての自由意見は 14 件あげられたが、「生きる力」や「生きる喜び」を入れるという提案や、育児の指導や相談による保護者の成長も目標に含めるという意見、「個を重要視する」あまりに、集団としての保育の重要な部分が消されてしまう懸念などが表明された。

「(2)保育の方法」についての自由意見は 14 件あげられたが、個人情報保護法の制定に関連して、より深めた内容が必要との意見や、危機管理に関する内容が必要という意見があげられた。

「(3)保育の環境」についての自由意見は 13 件あげられた。その中で、人的環境の重要性について、より詳細に入れる必要があるとの意見が 4 件あげられた。また、他の領域と比較し、範囲が広く捉えにくいという意見や、「(2)保育の方法」のように具体的かつ詳細に明記する必要があるとの意見があげられた。

3) 2. 保育の内容構成の基本方針

「(1)ねらい及び内容」及び「(2)保育の計画」とともに、「このままでよい」とする意見が約 9 割を占め、「一部変えるべき」がそれぞれ 8%、6% であった。

<自由意見>

「(1)ねらい及び内容」についての自由意見は 18 件あげられた。そのうち、7 件は発達過程区分についてである。発達過程区分については 6. で触れる。その他では、「狭義の『内容』について、子ども自身の『発達』或いは『経験すべき事』と、『大人側の配慮事項・働きかけ』に整理し、後者は旧来の『配慮事項』に合わせること。また、前者については、より細かく記述することが望ましい」という意見や、ねらいと内容が区別して記入しにくい、などの意見があげられた。

「(2)保育の計画」についての自由意見は 10 件あげられた。個人別指導計画を保護者と話し合い作成する事の必要性をあげた意見がある一方で、保護者の意向を汲み入れることは困難との相反する意見があげられた。

(5) 第2章 子どもの発達 (表 4)

「1. 子どもと大人との関係」、「2. 子ども自身の発達」、「3. 子どもの生活と発達の援助」のいずれも「このままでよい」とする意見が 9 割を超しており、「一部変えるべき」との意見は 5~6% であった。

<自由意見>

「1. 子どもと大人との関係」についての自由意見は 18 件あげられた。大人と子どもの相互関係は時代と共に変化しているので、大人の側の努力や子育て支援・親支援の視点も含めるという提案や、「自己肯定感」という言葉をいれてはどうかという意見などがあげられた。

「2. 子ども自身の発達」についての自由意見は 8 件あげられた。自己抑制の発達が確実に保障される事が必要なので、この部分をより意識化できるようにするなどの意見があげられた。

「3. 子どもの生活と発達の援助」についての自由意見は 15 件あげられた。中でも、後段の「子どもなりの努力が行われているので」の努力という表現についての意見が 4 件あげられており、他の表現に変えるべきという意見や判断についての意見があった。また、育てにくい子どもや障害のある子どもへの援助にも触れるべきとの意見があげられていた。

(6) 保育指針の構成や内容 (表 5)

1) 第3章から 10 章の発達過程区分について

「6か月未満児」、「6か月から 1 歳 3 か月未満児」、「1 歳 3 か月から 2 歳未満児」、「2 歳児」、「3 歳児」、「4 歳児」、「5 歳児」、「6 歳児」の 8 区分に区切られた発達過程区分については、「このままでよい」との意見は 350 件(77.3%) であり、「一部変えるべき」が 80 件(17.7%)、「変えるべき」とあわせると、約 2 割が変えるべきとの意見であった。この項目が本調査の中で「(一部) 変えるべき」との意見が最も多かったものである。

<自由意見>

発達過程区分についての自由意見は 73 件あげられた。これらの意見の主なものを大きくまとめると、2歳未満の区分を細かく分ける(24 件)、3か月未満児の区分が必要(11 件)、発達過程区分の区切り方を変える(11 件)、発達過程区分を年齢区分にする(6 件)、6歳児という区分は不要(19 件)であった。

まず、2歳児未満の区分を細かく分けるについては、「6か月～1歳3か月」を細かくする、3か月単位にするなどの意見の他、0歳児は細かく区分するなどの意見があげられた。

3か月未満児の区分については、乳児保育の普及により産休明けから入所する乳児が増えている事による。

年齢区分の区切り方を変えるについては、様々な意見があげられたが、特に1歳3か月の区切りを1歳、あるいは1歳6か月にするという意見や、子どもの発達が早くなっている実態に合わせ、6か月を4か月にする、1歳3か月を1歳にするという意見があげられた。

発達過程区分を年齢区分にするという意見は、保育所でのクラス分けに対応している方が使いやすいという意見があげられており、発達過程区分の意図するところが理解されていないことがうかがえた。

また、6歳児の区分は不要、あるいは5歳児と一緒にするという意見は、保育所でのクラス分けに6歳児がないため、5、6歳児を1つにする方が使いやすいという理由によるものであった。

2) 第3章から第10章の示し方

第3章から第10章の、「発達の主な特徴」、「保育士の姿勢とかかわりの視点」、「ねらい」、「内容」、「配慮事項」の示し方については、「このままでよい」が 401 件 (88.5%) であり、「一部変えるべき」「変えるべき」は 1 割弱であった。

<自由意見>

このことについての自由意見は 29 件あげられた。示し方として、「保育士の姿勢とかかわりの視点」と「配慮事項」、あるいは2歳児までの「ねらい」と「内容」に重なる部分が多い・区別しにくいという意見があげられた。また、3歳児以降の 5 領域の「内容」と「配慮事項」はそれぞれの項目ごとに続けて記載されている方がわかりやすいという意見があった。さらに、「ねらい」の表現方法について、子

どもを主体とした表現とそうではないものとが混在しているとの指摘などがあった。

3) 3歳児から6歳児の内容について

3歳児以降の「内容」は「基礎的事項」と「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の 5 領域で示していることについては、「このままでよい」が 393 件 (86.8%) であり、「一部変えるべき」「変えるべき」はあわせて約 1 割であった。

<自由意見>

このことに関する自由意見は 30 件あげられた。共通して多くあげられた意見は食育に関する事項を追加すること、また、3歳児から6歳児の基礎事項は同じであることを標記する方がわかりやすいという意見があげられた。

(7) 第11章 保育の計画作成上の留意事項 (表6)

第11章には 12 項目が記載されているが、「このままでよい」が 9 割を超しているのは 8 項目、8 割を超しているものが 4 項目であった。「一部変えるべき」「変えるべき」が多かったものは、(8) 小学校との関係及び(9) 障害のある子どもの保育の 11.9%、次いで(10) 長時間にわたる保育の 9.0%、(6) 職員の協力体制 7.7% であった。

<自由意見>

「(1)保育計画と指導計画」についての自由意見は 4 件のみであるが、援助と指導をきちんと使い分け、指導部分をはっきりさせるという意見などがあげられた。

「(2)長期的指導計画と短期的指導計画」についての自由意見は 13 件あげられたが、中でもその期間について、年、期、月、週、日など細かく計画を作成することは困難であり、シンプルにあるいは、長めのスパンで計画を立てる方が好ましいのではないかなどの意見があげられた。

「(3) 3歳未満児の指導計画」「(4) 3歳以上児の指導計画」については順に 7 件、5 件の自由意見があげられた。

「(5) 異年齢の編成による保育」についての自由意見は 6 件であったが、その多くがこの項目について

より詳細に示して欲しいという意見であった。

「(6)職員の協力体制」については、18件の自由意見があげられた。臨時保育士や加配保育士、看護師、保健師、栄養士などについても明記して欲しいとの意見や、第三者評価でも指摘されるように、職員間の報告・連絡により園内全てのことを共有し、理解して保育にあたることが大切という主旨を入れることなどが提案された。

「(7)家庭や地域社会との連携」については5件の自由意見があげられた。

「(8)小学校との関係」については29件の自由意見があげられた。中でも、小学校等の連携や交流の機会の必要性や具体的な連携の方法の記載が必要との意見が多くあった(19件)。また、小学校ばかりでなく、幼稚園との連携も必要であるとの意見や、就学に向けて必要なことは何か、如何に保育所で力をつけるのか具体的に示して欲しいなどの意見が多くった。

「(9)障害のある子どもの保育」についての自由意見は23件あげられた。障害とは認定されていないが気になる子どもが増えており、その子どもたちも含め「配慮の必要な子ども」を取り入れた内容にすることへの意見があげられた。また、専門機関との連携の必要性や、保護者への支援の必要性についての意見があげられた。

「(10)長時間にわたる保育」についての自由意見は14件あげられた。中でも、長時間保育を受ける子どもが増加している実態に触れ、各年齢ごとの配慮事項やより家庭的にゆったりと過ごせることを強調するなど、記述を大幅に増やすべきとの意見などがあげられた。

「(11)地域活動など特別事業」、「(12)指導計画の評価・改善」についての自由意見は少なかった。

(8) 第12章 健康・安全に関する留意事項 (表7)

第12章には9項目が記載されているが、「このままでよい」が9割を超したものは6項目、8割を超したもののが3項目であった。「一部変えるべき」「変えるべき」が多かった項目でもあわせて1割強程度であるが、第二次改訂以降の変化に伴い、「(4)疾病異常等に関する対応」、「(6)

事故防止・安全指導」(いずれも11.3%)、「(7)虐待などへの対応」(9.0%)であった。

<自由意見>

「(1)日常の保育における保健活動」についての自由意見は17件あったが、母子健康手帳の活用は不要ではないかという意見や、離乳開始時期の見直し、アレルギー食や除去食についての記載の必要性などの意見があげられた。

「(2)健康診断」についての自由意見は12件あげられ、前項と同様に母子健康手帳の活用の仕方への意見があげられた。

「(3)予防接種」については10件の自由意見があげられたが、予防接種は家庭の判断により行うもので、保育所から勧めるべきか疑問に思うという意見が7件あげられていた。

「(4)疾病異常等に関する対応」についての自由意見は30件あげられた。中でも多かったものは、投薬についての項目を設ける(5件)、保育所の嘱託医よりも子どもの主治医をメインにする(6件)、保育室での禁煙を敷地内禁煙に改める(3件)、アレルギー児対応についての記載(5件)、病後児保育について記載(3件)などであった。

「(5)保育の環境保健」については3件の自由意見があげられた。

「(6)事故防止・安全指導」については32件の自由意見があげられたが、不審者対応に関する記載(20件)、危機管理の徹底や具体的に必要な事項の記載(7件)、園外保育時の注意喚起(3件)、避難訓練・防犯訓練(3件)などがあげられた。

「(7)虐待などへの対応」については17件の自由意見があげられたが、保育所の果たすべき役割を考えし、対応の仕方や通告などに関し、より詳細な記述が必要との意見が多くった。

「(8)乳児保育についての配慮」については4件の自由意見があげられた。

「(9)家庭、地域との連携」については7件の自由意見があげられ、家庭や地域から求められる内容を具体的に提示するなどの意見があげられた。

(9) 第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など(表8)

1) 1. 入所児童の多様な保育ニーズへの対応

「(1)障害のある子どもの保育」「(2)延長保育、夜間保育など」「(3)特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応」はいずれも「このままでよい」が85~87%であり、「一部変えるべき」「変えるべき」の合計は1割弱であった。

<自由意見>

「(1)障害のある子どもの保育」についての自由意見は19件あげられた。第11章9障害のある子どもの項でもあげられたことであるが、障害の認定はされてないが、気になる子どもやボーダーラインの子どもへの対応も含むべきとの意見などがあげられた。

「(2)延長保育、夜間保育など」についての自由意見は17件あげられた。保護者の就労支援を中心に考えるのではなく、子どもの育ちを中心に考え、子どもの側にたった記述もあって良いのではないかとの意見があげられた(7件)。

「(3)特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応」についての自由意見は6件あげられ、関係機関や地域との連携の必要性などを詳細に提示することへの意見があげられた(4件)。

2) 2. 地域における子育て支援

「(1)一時保育」「(2)地域活動事業」「(3)乳幼児の保育に関する相談・助言」はいずれも「このままでよい」が88%であり、「一部変えるべき」「変えるべき」の合計は6%であった。

<自由意見>

「(1)一時保育」についての自由意見は7件あげられたが、一時保育の必要性についての記載が不十分であること、及び一時保育を実施することの困難性についての意見があげられた。

「(2)地域活動事業」についての自由意見は3件であるが、うち2件が通常業務に支障を及ぼさない配慮という表現に疑問を呈しており、通常業務として捉えられていた。

「(3)乳幼児の保育に関する相談・助言」についての自由意見は8件あげられたが、相談しやすい環境の設定と人材の確保などの意見があげられた。

3) 3. 職員の研修等

職員の研修等については「このままでよい」が386件(85.2%)であり、「一部変えるべき」「変えるべき」が6%であった。

<自由意見>

職員の研修等についての自由意見は12件あげられた。「職員の自己評価を主体的かつ定期的にする必要あり」や、「第三者評価を補助金を出しても実行し、施設運営の質を高めるべき」などの意見があげられた。また、「業務内容の平準化を図り、職員間の共通理解と対応を目指す」という内容や、個人の質、専門性、運営の質に「組織力」を加えるなどの意見があげられた。

本章では、いずれも無回答の割合がいずれも5%を超しており、その点で他の章との違いが見られた。中でも、3. 職員の研修等がもっとも無回答の割合が高かった(8.4%)。本章では運営に関連する内容が示されており、保育内容と比較すると関心が低いことがうかがえた。

(10) 保育指針の活用

調査1、調査2に共通に、保育指針の活用状況について尋ねた。その結果は表9-1~9-5の通りである。

全体に調査1と調査2では結果に大きく開きが見られた。これは、調査方法の違いと一定の課題を課される研修に参加している集団の特殊性によるものと考えられ、全国の平均的な状況を把握するためには調査2の結果を見ることが妥当であると考えられる。そのため、以下では調査2の結果について述べる。

主任保育士が日頃保育指針をどの程度活用しているかについては、「ときどき活用している」が最も多く320件(70.6%)であった。次いで、「いつも活用している」62件(13.7%)、「あまり活用していない」61件(13.5%)と続いた。一方、保育士の保育指針の活用状況については、「ときどき活用している」が最も多く277件(61.1%)であ

り、次いで「あまり活用していない」116件(25.6%)、「いつも活用している」43件(9.5%)であった。主任保育士の活用状況と比較すると、保育士の活用状況は低く、あまり活用していないが4分の1を占めた。

主任保育士が保育指針以外に指導計画の参考としているものとしては保育専門の雑誌が373件(82.3%)と非常に高い割合で選択されていた。具体的には、「保育の友」が最も多く、次いで「ラポム」、「保育カリキュラム」「保育のひろば」「ピコロ」「プリプリ」などがあげられた。次に、保育専門の書籍210件(46.4%)、保育所の過去の指導計画196件(43.3%)がほぼ同程度の割合であげられた。団体や地域の統一計画は58件(12.8%)であり、その他では、研究会、勉強会などもあげられた。保育士が保育指針以外に指導計画の参考としているものは、保育専門の雑誌が391件(86.3%)で最も多く、次いで、保育所の過去の指導計画が220件(48.6%)、保育専門の書籍は151件(33.3%)であった。主任保育士の結果と比較するとおおむね同じ傾向ではあるが、保育士の方が保育専門の書籍を参考にする割合が低い傾向が見られた。具体的に参考にしている雑誌等は主任保育士と同じ傾向であった。

最後に、主任保育士が保育士に対して保育指針の活用を指導しているかどうかについては、「ときどき指導している」が228件(50.3%)、「あまり指導していない」172件(38.0%)の順に多く、「いつも指導している」43件(9.5%)で最も少なかった。

(11) 保育指針についての自由意見から

調査1、調査2共に設問への回答は「ねらい」の項目の必要性を肯定する意見や、全体の項目の内容についても「このままでよい」とする肯定的な回答が多くあったが、設問ごとに設けられた自由記述欄には数多くのさまざまな意見が書き込まれた。それぞれの項目についての主要な意見は前述したが、ここでは全体を通してみられた特徴をあげる。

まず、第二次改訂以降に社会情勢や子どもの

育つ環境が変化したことに対応して必要となった内容への指摘である。例えば、この6年余の間に、一般化したことや顕著な増加が見られたことについてより詳細に示すべきとの意見があげられていた。例として、地域子育て支援における保育所の役割や保護者への教育(支援)の必要性、虐待防止の視点や虐待対応、食育、などがあげられた。保育に関しては、異年齢児保育、延長保育など、また、子ども自身については、気になる子、あるいはグレーゾーンの子ども、アレルギー児など障害や疾病に関する事などに多く見られた。

次に、表現方法についての細かい指摘や変更案の具体的な提示をする意見も見られた。例えば、「望ましい未来をつくり出す力」を「生きる力」とする提案や、「その努力を評価して」を「その努力をうけとめ評価して」とする提案の他、「一人一人」を「一人ひとり」とするなどの仮名遣いの変更への提案が具体的にあげられた。これらは、日頃から保育指針に接する機会が多く、その際に感じてきたことの指摘であるとも考えられる。

全体を通して共通に見られた意見は「わかりにくい」、「抽象的すぎる」、「1、2回読んだだけでは理解しにくい」などのわかりにくさへの指摘と、「もう少し具体的に書いてほしい」、「大まかすぎる」、「具体性に欠ける」など、より詳細な記述を求める意見であった。これらは量的に多い意見ではないものの、ほとんどの項目の中にこのような意見があげられており、保育指針を保育の目安として活用しながらも、保育指針だけでは十分に理解することが困難であることが示唆されている。このことは指定保育士養成施設(以下、養成校)や保育現場での教育や指導において、保育指針がどのように扱われているかを見直す必要性があることを示唆するものであると同時に保育指針だけで保育に関する全てが理解できるものとするのか、解説書や副読本とあわせて活用するものと捉えるかの位置づけに相違があると考えられる。

自由意見の中には、保育指針の理解に混乱や誤解が生じていると考えられるものも見られた。

例えば、調査1では「ねらい」について尋ねているが、その記述の中で提案された事柄の中には、「内容」に該当するものも含まれており、「ねらい」と「内容」が混同されていることが示唆された。この点については、調査2でもねらいと内容の関係が不明瞭、内容が子どもの発達の特徴なのか、保育士の配慮事項なのかがわかりにくい等の意見があげられていた。全体的な構成への理解が十分にされずに活用されていることは、「第3章から目を通すことが多い」という意見に端的に表されている。

また、第12章健康・安全に関する留意事項では保健的な視点から見た留意事項が記述されているが、6事故防止・安全指導の項では、不審者対応に関する記述が必要との意見が多くあげられた。これらの危機管理や安全対策は、施設運営上の問題であり、第12章で扱う内容とは異なる。このような保育指針全体の構成や保育指針の意図することへの理解不足による記入内容も随所に見られた。

IV 考察

1 キー概念への共通理解の必要性

今回、有識者と保育実践者それぞれ4名ずつに対して聞き取り(ヒアリング)調査を行った。その中で、有識者と保育実践者の間で、回答の内容やスタンスに相違がある点が印象に残った。具体的には、保育研究を行うことを主としている有識者が保育を俯瞰し、客観的にみてコメントをする傾向があるのに対して、当事者として保育に携わっている保育実践者のコメントは、より実践的で、体験を通して醸成された思いが語られている傾向が見られた。また、有識者間でも、専門領域の違いにより見解が分かれた質問もあった。

もちろん、ヒアリング対象者それぞれの置かれた立場が違うので、コメントの内容が異なるのは必然的である、とまとめることはできる。しかし、保育士の専門性や研修の重要性など、保育の基盤にかかわる内容について、見解が異

なるということは、保育に関する議論をする際の土俵が異なることを意味する。この状態では議論の深まりを期待することは難しい。

議論の基盤となるキー概念(保育とは、就学前の教育とは、保育士の専門性とはなど)については、有識者、保育実践者を問わず、ある一定の共通理解がなされるべきだろう。ある一定のという条件を示したのは、これはキー概念そのものの問い合わせを否定することではないからである。キー概念を自明のもの、固定的なものとして思考停止に陥ることは、保育全体の発展にとって望ましいことではない。それゆえ、保育にかかわる者が、キー概念に対してそれが暫定的なものであるという自覚した上で、共通理解をし、議論を進めていくことが肝要であると考えられる。

次に、保育所における子育て支援機能について触れておきたい。児童福祉法に保護者の保育に関する指導が保育士の職務として示されている今、保育士が子育て支援を行うことは、今さら指摘するまでもない重要な事項である。今回のヒアリングでも日常の保育行為が持つ子育て支援機能に目を向けることの必要性を指摘する意見が見られた。これは子育て支援をいわゆる通常業務の外側に置く考え方ではない。毎日の保育行為が持つ子育て支援機能に対して保育士が自覚的になり、意味づけをしていくことの重要性を示唆している。このような見方を保育所保育指針に反映させていくことは意味あることではないだろうか。

また、聞き取り(ヒアリング)調査を行った保育実践者の意見は、質問紙調査結果とほぼ同様の傾向が示されていた。このことは、今回の聞き取り(ヒアリング)調査結果がある特定の実践者の意見にとどまらず、保育現場の意見を集約したものとして捉えることも可能にするだろう。

2 現行の保育所保育指針への評価

質問紙調査結果によると、総体的に現行の保育所保育指針に対する評価は高く、調査1では

「とても必要である」、調査2では「このままでよい」とする肯定意見がほとんどの項目で8割を超しており、9割を超す項目も多かった。肯定意見の割合が低かったものは調査1では、「ねらい」の項目のうち、「4歳児以上の「午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」」の割合が6～7割台で、6歳児の同項目で最低(62%)を示していた。また、調査2では、「第3章から第10章の発達過程区分について」で、「一部変えるべき」、「変えるべき」を合わせて20.3%という意見が最も多かった。

保育所保育指針の活用は「ときどき活用している」が最も多く、「あまり活用されていない」も保育士の約4分の1に留まり、折に触れ参考にされていることが確認できた。

自由意見への具体的な記述も多く、保育所保育指針を使いやさしいものへ改訂することへの関心は高く、より詳細に、より的確な指針を必要としている保育現場の実態がうかがえた。

特に関心が高かった項目は、従来から指摘の多い発達過程区分の他、幼保と小学校との関係、障害児保育、虐待問題、食育などであり、現在課題となっていることがあげられていた。

しかしながら、保育所保育指針の主旨や構成についての理解に誤解が生じていると見受けられる項目もあった。まず、第3章から第10章の発達過程区分についてであるが、なぜ年齢区分ではなく、発達過程区分とされているかということへの理解がないため、発達過程区分はクラスに対応させにくいという意見が多く出されていた。6歳児の項目が置かれていることにも5歳児と一緒にすることが良いという意見が出されたが、これも発達過程区分の意図が理解されていないための指摘である。また、保育の内容構成の基本方針では、ねらい及び内容の区別が明確に理解されておらず、混同されやすいことが明らかとなった。さらには、「4歳児以上の休息に関する意見では、「午睡などの適切な休息(略)」については午睡という例示のみをとりあげて、4歳児以上に午睡は必要ないという意見が表明されており、項目の意図する内容が的確

に理解されていないことが示唆される項目も見られた。午睡に関しては、児童福祉法最低基準第35条に「保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする」と規定されていることに影響されていることも考えられる

3 検討されるべき課題

今後の保育所保育指針の改訂にあたって検討すべき課題として、質問紙調査結果から指摘できることは以下の2点である。

1) 保育所保育指針は告示化される方向性で検討が行われており、その中の示され方は現行の保育所保育指針とは大きく変わることが予測される。そのため、本調査で指摘されたより詳細な内容や具体的な記述を求める意見の多くは、今後解説書や副読本などで補われるものと考えられる。しかしながら、保育所保育指針の意図するところや改訂に込められた視点等への理解を促進する手法を確立しておくことが必要である。特に、家庭養育の補完、養護と教育の一体化、保育の内容構成の基本方針(ねらい及び内容)、発達過程区分等については、基本的な理解が不十分であることが本調査から示唆されている。

これらの用語の定義や、基本的な考え方を明確にかつわかりやすく提示することが求められる。

さらに、基本的な理解については保育士養成課程における保育所保育指針の扱いの見直しが必要である。また、行政の保育担当者や保育現場においても定期的に保育所保育指針の目的や構成について基本的理解を深める研修の機会が設けられる必要がある。

改訂事項については、伝達研修を如何に行うかが課題である。改訂直後には変更事項の内容や視点、変更への過程などは意識化されやすいが、時間の経過と共に不明瞭になる傾向についても考慮し、研修体制を構築する必要があると

考えられる。

2) 現場から求められている保育所保育指針は、わかりやすさと共に活用しやすさを持つものであった。現場では指導計画作成上、あるいは、保育目標の目安として保育所保育指針が活用されており、その際に「発達の段階が項目別に見られるものがあるとよい」や、「5領域の内容と配慮事項はそれぞれの項目ごとに記載される方がわかりやすい」などの意見に見られるように、より活用しやすいものが求められていた。このことについては、解説書や副読本の充実も課題となるであろうが、さまざまな視点に立つて保育所保育指針を見直すことが必要である。

また、保育現場では昭和40年以降、長年にわたって保育所保育指針に基づいて保育を行っているのであり、いわば「保育所保育指針ありき」の姿勢で保育を行っていることが本研究からうかがえた。そのため、大幅な変更が生じた際には、保育現場に混乱が生じないような体制作りと配慮が求められると共に、今後は目の前にいる子どもたちの実際の姿に、保育所保育指針や解説書を照らし合わせて、その内容と子どもたちの実態にズレはないのかという検証を行っていくことも肝要である。

保育所保育指針に示される事項は、保育の内容に関わるものと運営に関わるものがあるが、これらをどのように整理するのかを検討する必要がある。また、のことと関連して、保育所における子育て支援の位置付けとその内容の示し方の検討が求められる。

V 今後への提言

本研究の結果からは保育現場において保育所保育指針が保育実践の基本として目標等の拠り所として活用されていることが確認された。保育所が児童福祉施設として、保育に欠ける乳幼児の家庭養育の補完と心身の健全な発達を保障すること、さらに、入所児の保護者と家庭で子

育てをしている保護者への支援機能を果たす上で、保育所保育指針は、まさに、国の示すガイドラインとしての役割を果たしてきたといえよう。

しかし、発達過程区分については特に6ヶ月未満や6歳に関して、保育現場における使いづらさが表出されている。発達過程で示されることの意味や、保育実践にどのように生かすかについて十分に周知されていない状況への対応のあり方も含めて、発達過程の示し方・内容等が適正であるかの再検討を行うことが必要である。

同時に、保育所保育指針と幼稚園教育要領の関係においても発達過程の示し方や目標の置き方などに相違が生じていることにより、現場には混乱も見られている。わが国で育つ同じ年齢の子どもが保育所に行くのか、幼稚園に行くのかにより保育のめざす方向や基本的な内容に差異があってはならないことである。そのため、まずは子どもにとってはどのような発達のプロセスをたどることが必要であるかを吟味し、その上で保育所にも幼稚園にも共通の発達の目標を立てることができるよう、検討していくなければならない。特に、幼保・小の連携のあり方については配慮が必要である。

今後、保育所保育指針の告示化への流れの中では、指針をどこまで具体的に示すことが良いのか、また告示化により児童福祉施設最低基準第35条や行政による監査との関連等を検討していく必要がある。

参考文献 :

1. <平成11年改定>対応保育所保育指針解説、石井哲夫、岡田正章、増田まゆみ編、フレーベル館、2000

資料

資料 1 : 聴き取り（ヒアリング）調査項目

資料 2 : 保育所保育指針に関する聞き取り（ヒアリング）調査のまとめ

資料 3 : 質問紙調査集計結果

資料 4 : 質問紙調査 調査票（調査 1 用）

資料 5 : 質問紙調査 調査票（調査 2 用）

資料1：聴き取り（ヒアリング）調査項目

「保育サービスの質に関する調査研究：保育所保育指針研究部会」 ヒアリング項目

1. 保育所保育指針の内容及び示し方について

- 1) 保育所保育の独自性について（養護と教育の一体化の捉え方など）
- 2) 子どもの発達過程別の“ねらい”“内容”的示し方について
- 3) 保育士の専門性について
- 4) 保育士の研修について

2. 保育所保育における子育て支援について

- 1) 保育所保育指針における子育て支援に関する示し方について
- 2) 保育所保育士の行う子育て支援の独自性について

3. 他の専門機関との連携について

- 1) 幼稚園や小学校との連携について
- 2) 母子保健関係施設との連携について

4. 平成12年度保育所保育指針改訂から、子どもをめぐる子育ち子育ての環境がさらに変化している。この変化を受け、保育所保育指針はどうあるべきか、変化を受けてどう取り組むことが必要か、今後どのような内容を盛り込むことが求められるか、ご意見をお聞かせください。

資料2：保育所保育指針に関する聞き取り（ヒアリング）調査のまとめ

	A氏	B氏
保育所保育指針の独自性について	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育と保育は別のように言われるが、乳幼児の教育にも「養護的機能」は欠かすことができないし、また、「保育」には「教育」を含んでいることを明確に示す必要がある。 ・3歳以上児の部分で教育要領と保育指針で共通する所の示し方をどうするか。 ・幼保は、保育の原理、幼児教育の基本の部分は違わない。 ・「総則」の示し方の整理が必要。とくに保育の原理における(1)保育の目標、(2)保育の方法、(3)保育の環境を整理することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠はあまり変える必要はないだろう。 ・「幼小連携」「幼児教育としてのあり方」について盛り込むなど、幼稚園教育との整合性をとっていく必要がある。 ・子育て支援について踏み込んだ表現が必要なのではないか。子育て支援の内容をもっと明確に。 ・「保育に欠ける乳幼児を保育する～」に関して今後保育所がどのようなものであるべきか、検討が必要。
子どもの発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方にについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねらい」「内容」「配慮事項」の整理が必要。「ねらい」を発達の特徴に関連づけて「保育・教育の重点」とする。特に「配慮事項」は、領域ごとではない示し方をすることが必要ではないか。たとえば、内容の留意事項とする示し方など「内容」と重ならない工夫が必要。 ・3歳以上児から5領域で示しているが、どうなのか。領域は、教科と違って発達を見る視点とされているので3歳未満児でもそういった視点は必要。それと同時に保育は総合的保育であることをより明確に示すべきでは。 ・発達過程と発達段階の違いを明確にして「○歳ごろ」という示し方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねらい」「内容」は、年齢ごとに細分化され、苦心して表現を変えている部分がある。発達過程別の区分は、もう少しゆるやかな区分でもよい。例えば「5ー6歳児」等。発達の年齢の流れは、発達心理学と保育実践をあわせて再検討が必要。 ・第2章の子どもの発達はよくできているが、少し抽象的かもしれない。 ・乳児保育の部分では、ミルクの話（身体的欲求）とやさしい語りかけ（心理的発達）が一緒に記述されているが、整理できないだろうか。 ・4. 5歳児について教育的要素にどう踏み込むかが課題。 ・障害児への対応は別の所でもよい。
保育士の専門性について	<ul style="list-style-type: none"> ・総則の中でその専門性がどのような意味で重要かを明確に示し、これまで以上に強調できないか。 	
保育士の研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者は実践を通して子どもとの応答性の中で育っていく。その意味で、エピソードを記録したり、話し合ったりする省察するプロセスを欠かすことはできない。こうした点で、園内研修を行う時間の確保を強調する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修の充実をいかに図っていくかが課題。そのためには、研修システムの充実が求められる。 ・保育所によって落差がある。

	C氏	D氏
保育所保育指針の独自性について	<ul style="list-style-type: none"> これまで保育を広げてきたので、今回は、保育を深めることを念頭におくべき。 現行の指針は保育士の側から書かれているので子どもの側から書くという視点も必要。 幼稚園教育要領のように保育指針でも遊びをしっかりと位置づけることが必要。 児童福祉施設最低基準における保育内容の記述が不十分。養護と教育云々の話をここに入れていくつては。 養護と教育の一体性に関する捉え方は幼保の間に温度差がある。 保育所運営指針（子育て支援などは特に）と保育指針が混ざっている。 保育指導業務の意義を総則内に位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針としての独自性は制度上必要。 すべての保育サービスを視野に入れる必要がある。認定外保育施設や保育ママやベビーシッターも含め、保育者にとって必須の「基本」を示す。可能ならば、保護者や将来結婚する人なども視野に入れる。 「家庭養育の補完」を今後も重視するか検討の余地がある。むしろ家庭と共に育児を担うことを出すべきで補完では消極的。 通常のケアワーク+子育て支援なのだから13章以外にも子育て支援の趣旨をちりばめる必要がある。
子どもの発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方について	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価の基準をもっと活用してはどうか。 6歳児に関しては小学校との接続を意識した内容を取り入れていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達過程区分が一つの到達点ではないという主旨が大切である。 現行の区分の仕方にはとくに問題はないが、内容については新しい考え方を入れた方がよい。 <ul style="list-style-type: none"> ①アタッチメント（親・保育士との愛着） ②食育（家庭における食育を視野に入れる） ③延長保育・夜間保育・一時保育（発達・食事・子どもの心情を考慮）
保育士の専門性について	<ul style="list-style-type: none"> 保育指導業務を位置づける必要あり。 そのうえで、専門性に関する体系化が必要（受信型保育、発信型保育、受信型保育指導、発信型保育指導など）。 保育士の倫理に関しては保育士会の倫理綱領を参考にしては、保育所の倫理綱領に関しては全国保育協議会が採択している。 法定化されたことによる保育士としての遵守事項を入れては（守秘義務・信用失墜行為の禁止など） 保育士自身の学習への努力を明記。保育士の自己研鑽の必要性の明記。 	<ul style="list-style-type: none"> かなり重要であるが、現在は13章にしか入っていない。完全に独立させて章にすべき。 幼稚園教諭との相違点・共通点にもふれたい。 資格の併有にも踏み込む必要について検討すべき。 「保育ソーシャルワーク」や、行政用語としての「保護者への指導」の具体的な内容についても言及したい。
保育士の研修について	<ul style="list-style-type: none"> 専門性を体系化したらその体系化されたものに従って研修を行わなければならない。 全国保育士会が体系化された研修案を作り始めている。 研修、専門性に関して、指針に1章設けてよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> かなり重要である。専門性に内包するか、13章を広げるか、とにかく強化したい。 どういう性格の研修を行うかについて書いた方がよい（新任研修・リカレント研修）。 自己評価、第三者評価の位置づけが大事。 実習に関して触れるべき。実習生の受け入れだけではない教育の場として、インターンシップやデュアルシステムの形もある。また保育実習を受け入れることで園全体の研修にもなっているという視点が必要。

	A氏	B氏
保育所保育指針における子育て支援に関する示し方について	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の中でどこまで示すか。今後は子どもの発達に必要な経験をすることに加えて子育て支援も含めないと保育は成り立たない。 ・長時間の保育に関して、子どもにとっては正規の保育と特別保育の違いはない。一日の生活が充実することが必要であり、ディリープログラムは1日の生活全体のデザインとして考えるべき。 ・「子育ち支援」にならなければいけない。やつてあげる支援ではなく、親が主体的になれるようなものが必要。 ・指針の中に、子育て支援は「子育ち支援」であり、また「親育ち支援」でもあるとの視点が必要。 	
保育所保育士の行う子育て支援の独自性について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は現状では忙しすぎる。幼稚園と保育所が交わりよりよいものにする必要がある。 ・「地域育て支援」という側面もある。ボランティアの活用など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多忙な保育士にとって子育て支援は現実的にできることなのか。 ・地域の方々への支援を控えめに書くくらいか。 ・これから子育て支援の中心は認定こども園や各種センターが主になっていくのでは。なにもかも幼稚園や保育所が抱えるのは無理。
幼稚園や小学校との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への準備教育ではないスムーズな移行が必要。5歳児だけに「協同的な学び」を位置づけるのは違う。基本的には、発達の連続性という流れの中で幼保で共通した5歳児の育ちを確認し、その移行期について幼稚園教育要領と保育所保育指針で整合性を図ることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的な要素を4, 5歳児の所で「協同的な学び」や「学習の芽生え」といった考えを組み込む必要があるのではないか。 ・小学校との指導要録の交換を是非やるべき。
地域の他の専門機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・システム作りに加え、日常的に専門家のネットワークを入れていく必要がある。システムだけではいけない。 	
他の課題・問題点および、子育て子育ち環境の変化に伴う保育指針の今後について	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育要領」「認定こども園」が告示であるため、保育指針も告示とすることが必要である。いつの時代でもあまり変わらない保育の本質のほかに、社会の変化の中で、新しく対応が必要とされる課題がある。その新たな課題については、解説書等でふれる必要はある。 ・幼稚園教育要領と保育所保育指針は共に検討された後に整合性を図ることができればよいが、どちらかができた後にどちらかに「準ずる」というのはおかしいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総則をどのようにとらえるか。本来総則は目標や方法を簡潔に示すもの。保育の環境などは章を変えてはいかがか。 ・指針を告示にするのは、保育所や保育士の地位向上のためにも賛成。 <p>幼稚園教育要領のように「保育所保育指針」+「解説書」という形がよい。解説書は具体的なことが盛り込めかつ変えられる良さがある。文部科学省では「指導資料」まである。</p> <p>・保育指針は法制局のチェックが入らないため文書が甘い（幼稚園教育要領に対して）。</p>

	C氏	D氏
保育所保育指針における子育て支援に関する示し方について	<ul style="list-style-type: none"> 保育所にカウンセラーやソーシャルワーカーを置くことについて考えるべき。 7つの体系を考えている。1)朝夕の保護者との対応 2)特別な配慮をする子どもへの対応 3)預かり型支援(一時保育など) 4)行事型支援 5)居場所交流型の支援 6)訪問型支援 7)相談助言型支援 	<ul style="list-style-type: none"> 改訂当時は歴史的には画期的だったが、現実はもっと多様化していて現行のものでは不十分になっている。 指針ではその趣旨や内容について独立の章で触れるべきである。 13章-1-(1)障害児は別にして、詳しくふるべき。 13章-1-(2)の連携には幼保小の連携と地域・機関との連携を入れるべき。
保育所保育士の行う子育て支援の独自性について	<ul style="list-style-type: none"> 保育指導業務が相当する。 保育士がどのような援助を行うのか具体的に書く必要がある。 カウンセラーやソーシャルワーカーと同じことをしても意味がない。 保育の技術を基にした保育支援であることを立ちてるべき。保育ソーシャルワーカーなどという言葉は安易に使うべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「保育ソーシャルワーク」(保護者への保育の指導:相談・助言など)に関しては、現行の指針の表記(13章-2-(3))では不十分。
幼稚園や小学校との連携について	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育要領との整合性を考える必要あり。 保育所と小学校との制度的連携(幼稚園では指導要録がある)を考える必要あり。幼稚園に準じた制度的連携が必要。 放課後児童クラブとの連携についてどこかで触れる必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育要領の改訂を受けて歩調を合わせるとともに保育の主体性を考慮することは必要。連携については、通常保育だけではなく、子育て支援の連携について保育所が先導的に協力する必要がある。 認定こども園に関しては、その概要や留意事項のエッセンスは示す必要があるのでは。「節」をたてる必要がある。(とくに4つの型ごとに保育所・者がどのようにかかわるかなど)
地域の他の専門機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会のメンバーとして保育所が入っていく必要性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止法についてもう少し入れる必要がある。保育所の役割、「通告義務」など。 様々な保育資源(認定外保育施設、家庭的保育・在宅保育等)を視野に入れた連携について触れる必要がある。
他の課題・問題点および、子育て子育ち環境の変化に伴う保育指針の今後について	<ul style="list-style-type: none"> 養成校卒業後の保育士試験(国家試験)が必要。 保育士独自の法律がない。整備が必要。 保育士の担当セクションが行政はない。(保育所保育士や保育士養成校のセクションはある)保育士の実態把握ができていない。 保育指導の専門性の確立。 保育士資格の再構成の必要性あり。 保育所一局集中の現状をどうするか。 保育所内のリスクマネージメント、クライシスマネージメントの問題。 保育所保育の責任体制の問題。非常勤職員が増えている現状を踏まえて。情報伝達体制の整備。 苦情解決体制に関するを取り入れる必要あり。 発達障害支援法や個人情報の保護に関する法律への目配り。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針の全体の章構成は次のような形が考えられる。①総則②子どもの発達③保育内容(6か月~6歳を節で)④保育計画⑤健康・安全⑥保育所保育士の専門性と研修⑦子育て支援⑧他の保育サービス、専門機関等との連携 指針の改訂時期は、教育要領改訂とタイムラグがない方がよい。(認定こども園の存在や保育所でも教育を行っていることを考えて) 告示・通知について:学校教育は公教育なので公示義務がある。保育所は児童福祉施設であり、最低基準(もっと示すべきだが)で示している。内容まで義務化するのは越権である。 保育所をとり「保育指針」にできないか。全ての大人に読んでもらうという意味で。また他の児童福祉施設の保育士にも役立つ内容である。 冒頭か終わりに「大いに活用してほしい」というメッセージを入れては。

	E氏	F氏
保育所保育指針の独自性について	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育要領と保育所保育指針は、ガイドラインとしてゆくゆくは、一本化したほうがよい。強制力をある程度もたせないと、守られていかなければいけない。保育の本質をきちんととらえられているかどうかが重要である。 低年齢児の「環境による保育」が理解されていないのではないか。遊びの中からの学びが見出されていないのではないか。 「家庭的な環境と遊びを中心とした保育」が保護者に理解されていない。運動会など、成果が見えるものに惹かれてしまう傾向があるのではないか。 養護と教育の一体性は、そもそも幼児教育の前提である。特に低年齢児保育では意図して子どもの保育にあたっている。教育的な意図は保育所の保育の中にもある。そこが分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針は、年間計画を立てる時に一番活用している。年間計画は、子どもの姿を基に発達に合わせ、指針を参考にしながら、職員ひとり一人が作成している。2歳児位までは、子どもの機能発達に添った教育も含めた保育内容が計画しやすいが、3～5歳児は、指針を参考にしながらも、幼稚園教育要領も参考にし、眼前の子どもたちの興味関心など実情とどう照らし合わせて発達を促していくかが大きな課題。 食育の研究を通して、安心して保育園で生活できることが、保育の大きな基盤であること、それが子どもの発達にも顕著に現れることを学んだ。 基礎的事項に関して、0・1歳児、2・3歳児、4～6歳児で大まかに分けてよい。保育士としての基本的なことが明確になってよい。
子どもの発達過程別の「ねらい」「内容」の示し方について	<ul style="list-style-type: none"> 保育者は、現実的にその担当する発達段階のところしか見ていない。本来は総則よりみていくべきものだが、基礎的事項は経験で理解しているのが実態ではないだろうか。 実際に使う際、ねらいと内容を中心に読んでいるが、理解するうえではこのような順でよい。 <ul style="list-style-type: none"> 発達区分は、実際には年齢別クラスで保育をしているのが一般的であろう。たとえば1歳3ヶ月、使う時にどちらをみようか迷うだろうが、離乳食が終わるので具体的ではある。どちらともいえないが、身体発達の上では現状がよいが精神的な発達も考慮すべきであろう。 「育児休業」明け1歳児、1歳半、3歳といろいろな子どもがいる。6ヶ月から入っている子どもの同じ月齢ではかなり発達が異なっている。現場では混乱しているので、配慮を示す方がよい。更に、家庭から入ってくる際の子どもの発達についても同様である（生活リズム・自立）。 長時間をいかに過ごすかについて示唆が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達過程の全体像と、領域別の発達（情緒、言語、生活、社会性等）が示されるとよい。 「発達の主な特徴」については、6ヶ月未満から6歳児までを分断せず、全体的な発達の流れを示した中で、該当する中心年齢がわかるような示し方はどうか。 園では、独自の『発達チェック表』を作成し、4月・9月・3月に記載。保育指針を中心に、園独自の発達のおさえと、発達検査表を参考に作成した。指針では、若干言葉の言い回しで年齢が変わっている部分を、チェック表では子どもの育ちが段階的に見られるような配列。指針では、その年齢だけではなく、前後の年齢も理解が必要だが、年齢別に区分して書いてあるので、年齢ごとの微妙な言い回しが理解しにくい。それを見やすくするために、チェック表では、系列的にまとめ、次の段階の内容を並列的に記載した。
保育士の専門性について	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭の支援」について、具体的な記述が必要である。家庭との連携で留意すべきこと、章として独立すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「延長保育」「一時保育」等、保護者が抱え込んでいる背景やそこからの子どもへの影響を考えると、ケースごとに対応は違う。発育上気になる子どもも増えている今、その子にとって必要なことをどれだけ洞察できるかが大事。
保育士の研修について	<ul style="list-style-type: none"> 現職研修の充実をどのように図っていくかが課題。保育所によって落差がある。 現場が子育て支援に振り回されている。事業の拡大で手一杯で、非常勤や派遣職員も多い。このような状況の中で保育士の研修は、正規の職員ですら難しいのに、末端までは困難である。 	